

第1回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

未定稿

日時：H20.6.30(月)15:11 15:31

場所：議会棟6F601特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）事務局

資料：第1回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

資料1 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

資料2 議員提出条例に係る検証検討会 運営要綱

資料3 議員提出条例

資料4 申合せに基づく条例立案のフローチャート（検討会の場合）

検討会議事録 概要版

事務局：ただいまから、第1回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。なお、当検討会の座長、副座長を決めていただくまで、事務局が進行役を務めるのでご了承いただきたい。

開催に当たって、議長からご挨拶をいただきたい。

議長：ご多忙中にも関わらず、お集まりいただきありがとうございます。座って失礼する。6月17日の本会議において、議員提出条例の検証に関する事項の調査・検討を行うために、「議会基本条例」第14条第1項の規定に基づく「検討会」が設置されることになった。本日はその第1回の会合であり、検討会のメンバーについては、各会派から選出いただき、11名の本日お集まりの委員で発足するわけである。

議員提出条例については、議決の意思どおりに運用されているか等、また県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、検証を行っていくことが必要であると考えている。

生みっ放しにしないでしっかりと検証することが議決責任にも繋がっていくのかと、思っているところでもある。県民の視点に立って、熱心に調査・検討を進めていただき、改正が必要な条例は早期に改正をしていただけるよう、心からお願いを申し上げて、一言、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

事務局：ありがとうございます。議長には別途予定があることから、これで退席をしていただくのでご了承願う。

続いて、事項書の2つ目の議題「座長、副座長の選任について」だが、この件に入る前に、議会基本条例第14条第2項によって、議長が定めたこの検討会の「運営要綱」を資料2としてお手元に配付しているのでご覧いただきたい。これについて簡単に説明する。

まず、第1条ではこの検討会の趣旨を規定している。

第2条では「所掌事項」として、議員提出条例についての検証に関する事項を調査、検討すること、また、必要があると認めるときは条例改正を行うものとしている。

第3条は「検討会の組織」として、委員15名以内としている。

第4条は「任期」の定めであり、委員の任期は、対象条例の検証又は条例改正の終了までの期間としている。

第5条は、座長と副座長について定めており、委員の互選により選出することとしている。

第6条は、会議の招集手続、委員以外の者の会議への出席などを求めることができる旨を規定している。

「運営要綱」の概要は、以上である。

では、運営要綱第5条第2項の規定に基づき、座長と副座長の互選をお願いする。

委員：一つの方法として提案するが、当検討会には正副座長をお願いしたい方は多数いるが、会派の数の多い順から選出するというのも、ご理解、ご了承いただけるのではないかと考える。それで、新政みえから座長、自民・無所属議員団から副座長という形で、という方法を提案する。

事務局：それでいかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：賛成。

委員：新政みえとしては、座長に西塚委員を推薦する。

委員：自民・無所属議員団としては、副座長に野田委員を推薦する。

事務局：それでは、座長は西塚委員、副座長は野田委員でお願いします。

(座長及び副座長は席移動)

委員：座長に選出いただいたので、これより司会進行をする。冒頭議長の挨拶にもあったように、社会情勢の変化等を勘案した議員提出条例の検証に向け、委員各位のご協力をお願いしたい。

では、事項書の3つ目の議題「今後の進め方について」協議をお願いしたいと思うが、その前に、この検討会は、議会基本条例に位置付けられている検討会であることから、今後とも原則「公開」とする。また、会議の公開と併せて、検討会の概要を県議会のホームページに掲載したいと考えているのでご了承願う。

では、具体的な今後の進め方であるが、はじめに、検証の対象とする条例についてであるが、資料3をご覧ください。これまでの三重県議会における政策に係る議員提出条例に加え、議会基本条例と議員の政治倫理条例を掲載している。

本検討会では、各条例の制定当時の社会情勢の変化等を勘案し、そ

の運用状況等を検証することになるが、このうち、 と は既に廃止されており、 と は一部改正の条例である。また、 と は見直される時期まで相当期間あり、 、 、 及び は必要があると認められるときに見直す規定があるが、制定されてからまだ間もない条例である。

以上のことを勘案して、 から までの7本をこの検討会での検証対象とする条例としたいと思うが、いかがか。

なお、6月4日に開かれた議長の記者会見においても、議長からこの7本が検証の中心となるものと述べられている。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにする。次に、検討の進め方であるが、条例を一つずつ検証していく方法、複数を並行して検証する方法があるが、できる限りスピーディーに検証を行っていきたいと考えている。そのため、基本的には、一つずつ検証していくのが良いのではないかと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにする。次に、この検証検討会の検証期間についてであるが、議員提出条例に係る申合せ事項に基づくと、議員提出条例の検討については資料4のとおりの流れとなる。各条例の検証には一定の期間が必要である。議長も先の記者会見では、自身の任期中にはすべて終わるとの考えは持ちあわせていない。また、私としても、本年中に検証の対象となる条例7本すべてについて検証することは難しいのではないかと考えている。しかしながら、何度も申し上げるが可能な限り効率よく進めていきたいと思っているので、ご協力をお願いします。

最初に検証する条例については、制定が古いものから取り組むこと、見直し時期の到来しているものから取り組むことも考えられるが、各委員のご意見はいかがか。

委員：座長が申されたように、いろいろと順序の捉え方はあるが、県民の暮らしに直結する、関心の高いものからという観点から、子どもを虐待から守る条例とか、リサイクル条例を挙げたい。こういうものに県民の関心が高いと考えられ、これらを優先して考えたときには、どちらかと言えば子どもが優先すべきと考える。子ども虐待は、依然深刻な社会問題であり、ここから検証を開始してほしいと考える。

委員：子ども虐待から優先すべきとの意見があったが、いかがか。

委員：議提条例は、下へ行くほど政策提案条例となり、見直し期間が長いものである。古い方からやってみてというのも一つの方法であり、検証をやってみないとわからないものであり、いきなり重い「子どもを虐待から守る条例」から検証するのは困難ではないか。「行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」は、わかりやすいので、そうい

うところから取り組むのもよいのではないか。一度やってみて、次どうするかというのも一つの考え方ではないか。

委員：手が付けやすいものから取り組んではどうかという意見もあるが、いかがか。

委員：古いか新しいかにはこだわらない。私は、リサイクルは早く見直すべきと考える。議会が深く関わった条例であり、フェロシルトが大変な問題になるなど、急いで検証することが、切実に求められている。見直しは、できるだけ早い方がいいと考える。その他のものについての順番はどれでもいいと考えている。

委員：議論のやり方で、重い軽いはあると思うが、見直しという位置付けからは、県民の生活への影響という観点から、子ども虐待かリサイクルあたりを進めるのが筋ではないか。命に関わるという点から、子ども虐待が一番優先されるべき、早く手を付けて変えるべきと考える。

時間があればリサイクル、これは影響力が大きいものであり、現場からもいろいろな意見を聞いている。

委員：昨年度、健康福祉常任委員会で子ども虐待の条例については深く議論をした。それは、児童福祉法の改正に伴うものであり、この視点からの見直しであった。どういうふうにすることが、子どもを守ることに繋がっていくのか検証をしないと、これは現場にも入ってやらないといけないものであり、重要である。また、手間もかかるものだ。この検証検討会ができたことはよかったと思う。議決責任を言うなら、暮らし、命に関わるところから始めるべき。

委員：子ども虐待への意見が多かったように思う。また、リサイクルをという意見もあった。他方、古いものからという意見もあった。一度、この件については正副座長に預らせていただけないか。

委員：それはよいが、子ども虐待は、かなり時間をかけて綿密に議論が行われたものである。他方、リサイクルはいわく因縁のある条例であり、もう一度ここで解剖していく必要がある。条例というものは、出てきたときには思いがあるものだが、フェロシルトの問題も含めて、石原産業の問題もあり、もう一度光を当てる必要があると考える。この上で、正副座長で決めていただければよいと思う。

委員：正副座長で検討して決めさせていただくことでよいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：本日の議事は以上だが、何か他に意見はないか。

(発言する者なし)

委員：なければ、本日の検討会はここまでとする。

以上